

世界に勝つものづくりのコツ

第3回

中小企業の海外展開を強力にバックアップする「広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）」。
ここではMTEPの専門相談員が、よくある質問やサポート内容、海外展開のコツをご紹介します。

知的財産を権利化し、 国際市場で自社製品を守りましょう

生島 博 専門相談員 ▶ 中小企業も模倣被害に遭う時代

水曜日担当
専門：知的財産全般



プロフィール

東京都知的財産総合センター所長歴任。
現在、東京理科大学大学院 イノベーション研究科 知財戦略専攻 非常勤講師、日本知的財産協会技術者リーダーのための知財講師。知財（特許、実用新案、意匠、商標、著作権、ノウハウ等）に関する出願から権利化、調査、管理、契約、経営戦略に関する全般的な相談対応している。
著書：「中小企業経営者のための知的財産戦略マニュアル」（東京都知的財産総合センター発行）

現在、中国を中心に模倣品が数多く出回っています。以前は、大企業が被害に遭うケースが多かったのですが、最近では、中小企業が活躍するニッチな市場でも、複製品といわれるデッドコピーが出回っています。こうした模倣品に対抗するには、知的財産の力でガードを固めるしかありません。しかし、中小企業には、まだまだその認識が浸透していません。グローバル化が進む現代では、企業の規模に関わらず、知的財産の国際的な戦略が求められています。

▶ 知的財産の5人の侍を活用

私は常々、知的財産には、特許・実用新案、商標、意匠、著作権、ノウハウの5人の侍がいると話しています。この5人すべてがいる必要はありませんが、自社にはどの侍がいるのか、その侍をどう活用すれば大切な財産を守れるのかを知る必要があります。特許・実用新案の権利化についての相談は多いですが、見落とされがちなのが商標権です。商標とは、商品やサービスに使用するための名称や図形で、いわば商品の看板のようなものです。実は、中国

などで一番狙われているのが、商標権です。商品名を他者に登録されてしまうと、苦労してつくりあげた財産を奪われてしまうことになります。また、ユニークなデザインを保護する意匠権も忘れてはいけません。模倣品対策で即効性があるのは、商標権や意匠権です。ホームページなどでの宣伝内容や製品説明書などを守る著作権も重要です。特許だけでなく、これらの商品の独自性を守る5人の侍を大切にしましょう。

▶ グローバル化時代に求められる 知財経営

中国以外の国でも模倣品が横行しています。模倣する国で直接ビジネスをしなければ安心、というわけではありません。模倣品は、世界各地へ輸出されているのです。経済がグローバル化する現代では、国内だけでなく、世界各地で自社商品を模倣させないように国際的な知財経営の観点が必要になっています。MTEPでは、それぞれの企業で知的財産の5人の侍をどのように活用したらいいのかを一緒に検討していきたいと考えています。

▶ 事例紹介

国内の大手企業と共同研究を進めている中小企業の方が、その研究によって生み出された製品を使って海外で事業をする際に、どのように知的財産を権利化すればいいかと相談に来られました。まずは、「共同研究といえども自社で開発したものは自社だけの権利として国内外でガードすること」、「ノウハウは極力開示しないこと」、「開示する場合でも秘密保持契約をしっかりと交わした上で開示すること」、「共同で開発したものは共同研究をしている企業とよく話し合い、権利の取り扱いについて契約を交わしておくこと」などのアドバイスをしました。現在、相手企業とも話し合いをして、出願の準備をしているところだそうです。

【中小企業の皆さんへ】.....

それぞれの企業には、その企業独自の技術や製品があります。他社情報をしっかり把握した上で、独自技術や新製品を守るために備えるのが知的財産です。そして、知的財産の5人の侍のうち、どの侍をどの国で使えばうまくビジネスを展開していけるのかを考えるのが知財経営です。中小企業では、トップである社長が知財経営をきちんと認識する必要があります。そうすれば、経営方針やビジネス展開もより強いものになっていくことでしょう。都産技研は、MTEPだけでなく、研究、技術、試験など、さまざまな分野の支援部隊がそろっており、総合的な連携支援ができる体制が整っています。現在の製品に対する海外事業展開の支援はもちろんのこと、将来生まれるであろう新製品の構築、販路開拓までも視野に入れて、活用していただければと思います。



お問い合わせ 輸出製品技術支援センター〈本部〉 TEL 03-5530-2126